

Ⅲ 毎月勤労統計調査特別調査の結果の概要

1 調査の目的

この調査は、常用労働者1～4人の事業所における常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

2 調査の対象

厚生労働省が指定した調査区に所在する事業所のうち、調査期日現在1～4人の常用労働者を雇用している事業所（以下「事業所規模1～4人の事業所」という。）で、県内298事業所である。

ただし、調査範囲となる産業については日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく16大産業であり、そのうち、主な事業が農業、林業及び漁業の事業所、家事サービス業及び外国公務、立法、司法の事務及び行政事務を直接行う事業所を除いている。

3 調査期日

平成23年7月31日（給与締切日の定めがある場合には、平成23年7月の最終給与締切日）

4 調査の結果

(1) 賃金

① きまって支給する現金給与額

平成23年7月における事業所規模1～4人の調査産業計事業所（以下、特に断りのない限り調査産業計に関するものである。）の月間きまって支給する現金給与額は、前年（181,799円）と比べ2,587円増の184,386円であった。男女別では、男が4,475円増の247,132円、女が7,395円増の136,049円であった。

また、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額の格差は、事業所規模30人以上（274,460円）を100とした場合に67.2であった。（表3-1、図3-1）

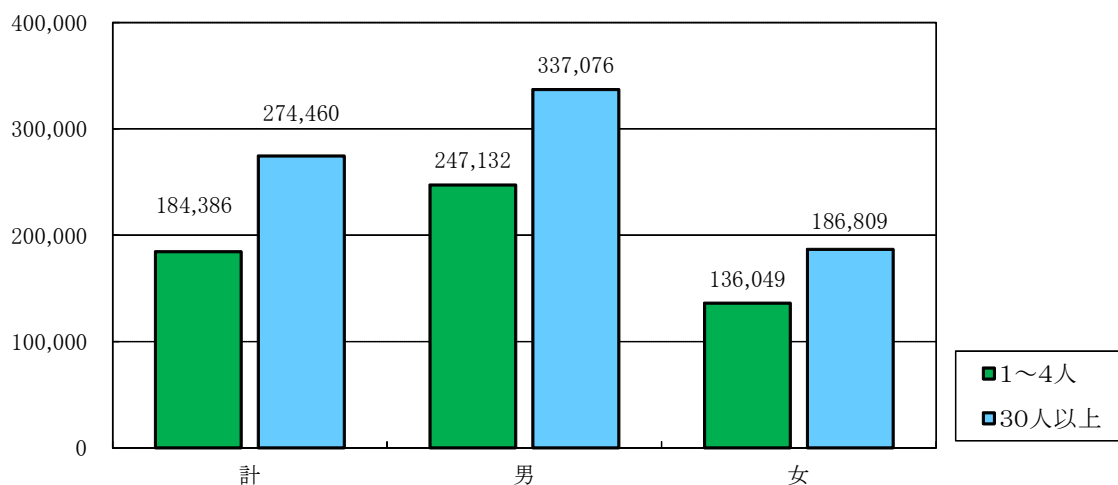
表3-1 産業別きまって支給する現金給与額及び規模別の格差

産 業	計			男			女		
	実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差		実 額 (円)	格 差	
		全国平均 =100	本県30人 以上=100		全国平均 =100	本県30人 以上=100		全国平均 =100	本県30人 以上=100
調 査 産 業 計	184,386	98.1	67.2	247,132	97.5	73.3	136,049	97.9	72.8
建 設 業	243,797	98.3	74.1	278,852	100.9	80.4	127,460	87.5	53.7
製 造 業	157,937	76.8	51.9	209,794	81.3	60.7	101,753	82.3	55.7
卸売業, 小売業 生活関連	178,027	96.2	98.9	241,903	95.0	88.8	138,290	99.7	114.8
サービス業, 娯楽業	152,577	104.2	95.7	176,966	89.4	73.8	144,885	111.1	127.1

(注) 本県30人以上規模については、毎月勤労統計調査地方調査の平成23年7月分調査結果による。

図3-1 規模別きまって支給する現金給与額（調査産業計）

(単位:円)



② 特別に支払われた現金給与額

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間に、賞与など特別に支払われた現金給与額は、前年（160,282円）と比べ1,396円増の161,678円であった。男女別では、男が5,067円増の211,675円、女が6,776円増の123,041円であった。（表3-2）

表3-2 産業別年間特別に支払われた現金給与額と支給割合

産 業	計		男		女	
	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合	実 額 (円)	支給割合
調 査 産 業 計	161,678	0.88	211,675	0.86	123,041	0.90
建 設 業	94,196	0.39	114,404	0.41	24,379	0.19
製 造 業	61,416	0.39	96,178	0.46	24,291	0.24
卸売業, 小売業	156,632	0.88	206,492	0.85	126,924	0.92
生活関連サービス業, 娯楽業	9,130	0.06	—	—	11,610	0.08

(注1) 支給割合は、7月のきまって支給する現金給与額に対する年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

(注2) 「—」は該当数字がないものである。

(2) 労働時間・出勤日数

① 労働時間

通常日1日の実労働時間は、前年と同じ7.1時間であった。男女別では、男が前年と同じ7.8時間、女が前年と同じ6.5時間であった。（表3-3）

② 出勤日数

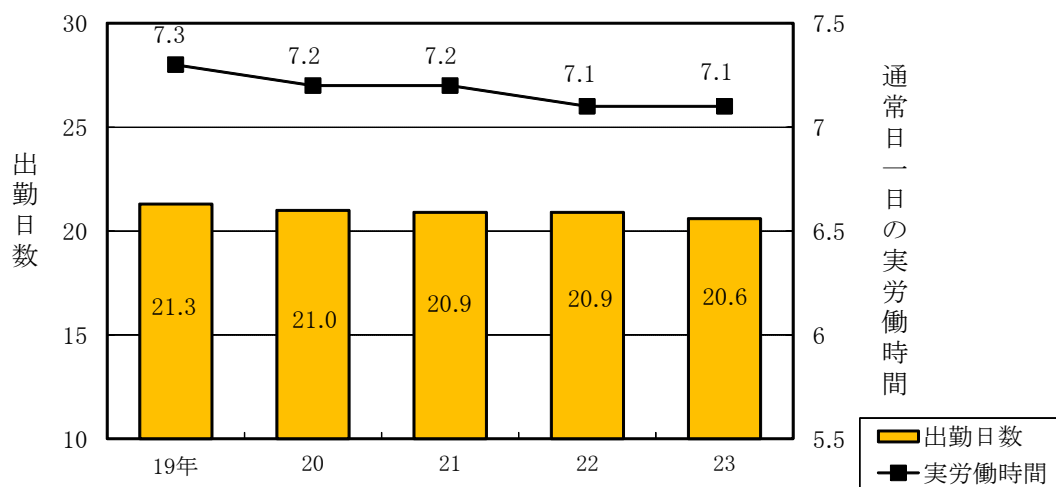
出勤日数は、前年（20.9日）0.3日減の20.6日であった。男女別では、男が0.3日減の21.8日、女が0.2日減の19.7日であった。（図3-2）

表3-3 産業、規模別通常日1日の実労働時間等

産 業	実 労 働 時 間			出 勤 日 数		
	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上	本 県 1～4人	全 国 平 均	本 県 30人以上
調 査 産 業 計	7.1	7.1	7.9	20.6	20.6	19.6
男	7.8	7.9	8.5	21.8	21.9	20.1
女	6.5	6.5	7.1	19.7	19.7	19.0
建 設 業	7.3	7.6	8.4	22.5	21.6	20.4
製 造 業	6.8	7.2	8.4	20.1	20.8	20.1
卸売業, 小売業	7.4	7.2	6.5	20.9	21.3	20.3
生活関連サービス業, 娯楽業	7.3	7.2	7.0	22.0	21.0	18.6

(注) 事業所規模30人以上については、毎月勤労統計調査地方調査平成23年7月分であり、実労働時間は、月間総実労働時間数を出勤日数で除して算出している。

図3-2 通常日1日の実労働時間等の推移



(3) 雇用

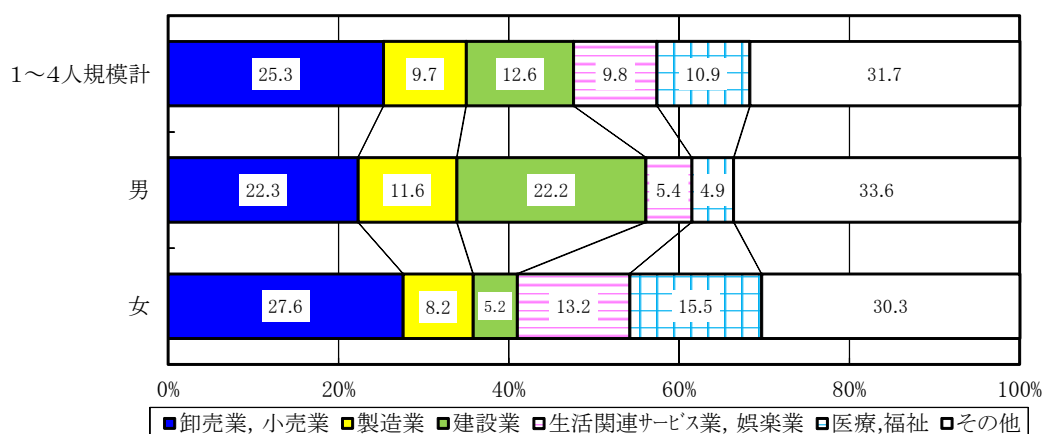
平成23年7月31日現在の事業所規模1～4人の事業所における常用労働者数は31,938人であり、この内訳は男が13,897人、女が18,041人となった。

産業別構成は、卸売業、小売業が25.3%と最も多く、次いで建設業の12.6%、医療、福祉の10.9%の順であった。

男女別で見ると、男は卸売業、小売業の22.3%、建設業の22.2%、サービス業（他に分類されないもの）の13.6%の順であり、女は卸売業、小売業の27.6%、医療、福祉の15.5%、生活関連サービス業、娯楽業の13.2%の順であった。

女性常用労働者の比率は、56.5%で前年（53.4%）を3.1ポイント上回り、過半数に達している。（図3-3）

図3-3 規模別常用労働者の産業別構成



5 統計表（平成23年7月）

産 業	常 用 労 働 者 1 ～ 4 人 の 事 業 所				
	常用労働者数	月間出勤日数	1日の労働時間数	月間定期給与	特別に支払われた給与(年間)
	人	日	時間	円	円
調査産業計	31,938	20.6	7.1	184,386	161,678
男	13,897	21.8	7.8	247,132	211,675
女	18,041	19.7	6.5	136,049	123,041
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—
建設業計	4,015	22.5	7.3	243,797	94,196
男	3,086	22.9	7.7	278,852	114,404
女	930	21.2	6.3	127,460	24,379
製造業計	3,095	20.1	6.8	157,937	61,416
男	1,610	21.5	7.6	209,794	96,178
女	1,486	18.5	6.0	101,753	24,291
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—
男	—	—	—	—	—
女	—	—	—	—	—
情報通信業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
運輸業、郵便業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
卸売業、小売業計	8,083	20.9	7.4	178,027	156,632
男	3,100	22.1	8.3	241,903	206,492
女	4,983	20.3	6.9	138,290	126,924
金融業、保険業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
不動産業、 物品賃貸業計	984	20.1	7.2	198,611	67,825
男	411	19.8	7.5	246,597	107,484
女	573	20.4	7.0	164,218	40,798
学術研究、専門 ・技術サービス業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
宿泊業、 飲食サービス業計	2,807	18.1	6.1	95,685	19,490
男	734	21.1	8.5	162,559	58,475
女	2,072	17.1	5.2	71,989	5,050
生活関連サービス業、 娯楽業計	3,127	22.0	7.3	152,577	9,130
男	750	21.8	7.5	176,966	—
女	2,377	22.1	7.2	144,885	11,610
教育、学習支援業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
医療、福祉計	3,486	19.8	6.6	189,319	235,375
男	683	19.4	7.4	235,190	106,296
女	2,802	19.8	6.4	178,136	261,618
複合サービス事業計	X	X	X	X	X
男	X	X	X	X	X
女	X	X	X	X	X
サービス業(他に 分類されないもの)計	2,812	22.5	7.4	253,367	381,637
男	1,893	22.8	7.7	302,608	489,320
女	919	21.8	6.7	151,961	143,446

注1：「—」は該当数字なし、「X」は集計数が少ないため、公表していない。

注2：特別に支払われた給与は、勤続年数1年以上の常用労働者を対象に、平成22年8月から平成23年7月までの1年間に支払われたものの累計である。

6 主な用語の定義

(1) 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めず、又は、1か月を越える期間を定めて雇われている者。
- ② 同一の事業所に日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の業務に従事し、役員としての報酬以外に一般労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記①、②の条件を満たしている者も常用労働者に含める。

(2) きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約及び就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）のことをいう。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。

(3) 特別に支払われた現金給与額

平成22年8月1日から平成23年7月31日までの1年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び3か月を越える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして夏季、年末の賞与がこれに該当する。

(4) 出勤日数

調査期間中に、労働者が実際に出勤した日数をいう。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、1日に1時間でも就業すれば、出勤日とする。

(5) 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間は除く。7月中の通常日1日について調査しており1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとしている。

(6) 16大産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）のことである。

また、本調査でいう調査産業計とは、前記16大産業の合計である。なお、調査事業所が少ない産業（情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、学術研究、専門・技術サービス業、教育、学習支援業、複合サービス事業）については、秘密保持のため表章はしていないが、調査産業計には含めてある。